

27 介第 267 号  
平成 27 年（2015 年）8 月 19 日

指定居宅介護支援事業所開設者 様  
（長野市に所在する事業者を除く）

長野県健康福祉部介護支援課長

### 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の取扱いについて（通知）

標記の件につきましては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日付け老企第 36 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）に基づき実施してきたところです。

このたび、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 27 年 3 月 27 日老発 0327 第 1 号・老高発 0327 第 1 号・老振発 0327 第 1 号・老老発 0327 第 2 号厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）の発出に伴い、特定事業所加算における「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」に係る要件を下記のとおり定めましたので、内容を御了知のうえ適正な取扱いをお願いします。

なお、本要件の適用開始にあたり、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等の提出が改めて必要となりますが、提出方法については、別途通知しますので、御承知おきください。

また、長野市に所在する居宅介護支援事業者は、長野市の定める基準によることを申し添えます。

### 記

#### 1 適用開始

**平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日**から適用開始する。

#### 2 「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」の取扱い

次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合を「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」とし、登録又は実施した月の翌月から、本要件を満たすものとみなす。

なお、(2)から(4)の要件については、平成 27 年 4 月 1 日以降に実施したものを対象とする。

- (1) 長野県指定研修実施機関が実施する「介護支援専門員実務研修」において、実習協力事業所として登録していること
- (2) 長野県介護支援専門員地域同行型研修において、主任介護支援専門員がアドバイザーとして研修の全行程を修了していること
- (3) 市町村が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行していること
- (4) 長野県指定研修実施機関が実施する「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員実務従事者基礎研修」、「介護支援専門員更新研修」、「介護支援専門員専門研修」、「主任介護支援専門員研修」若しくは「主任介護支援専門員更新研修」又は長野県が委託する「介護支援専門

員再研修」に、主任介護支援専門員を講師又は演習助言者として派遣するよう研修機関から依頼を受け、派遣していること

長野県健康福祉部介護支援課

課長 井上 雅彦 担当 竹内 巴

電 話 026-235-7121

F A X 026-235-7394

電子メール kai-go-shi-en@pref.nagano.lg.jp